

6 月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	令和 6 年 6 月 27 日（木） 午前 10 時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下 1 階 B 1 会議室	
出席者	委員	北谷教育長、柳澤委員、梅田委員、川村委員、新井委員 【計 5 人出席】
	事務局	小林課長補佐、荒谷
	理事者	【教育委員会】 垣見教育部長、若林教育部次長、土田教育政策課長、引野教職員課長、原田地域教育課長、久保田いじめ防止生徒指導課長、圓山一条高等学校事務長
開催形態	公開（傍聴者なし）	
議題	1 議案 議案第 11 号 奈良市市費支弁教員の懲戒処分に関する指針の一部改正について 議案第 12 号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について 議案第 13 号 奈良市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱又は任命について 非公開 議案第 14 号 奈良市いじめ調査委員会委員の委嘱について 議案第 15 号 奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例施行規則の一部改正について	
決定取り纏め事項	1 議案 議案第 11 号 奈良市市費支弁教員の懲戒処分に関する指針の一部改正については、原案どおり可決した。 議案第 12 号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正については、原案どおり可決した。 議案第 13 号 奈良市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱又は任命については、原案どおり可決した。 議案第 14 号 奈良市いじめ調査委員会委員の委嘱については、原案どおり可決した。	

	議案第 15 号 奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例施行規則の一部改正については、原案どおり可決した。
担 当 課	教育政策課
議事の内容	
教 育 長	皆さん、お揃いでしょうか。6月定例教育委員会を始めます。 まず、事務局より資料の説明をお願いします。
事 務 局	資料については、既にお配りしているとおりでございます。
教 育 長	本日の委員会は、委員全員が出席しており委員会は成立します。 ただいまから、6月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名委員は、私と柳澤委員でお願いします。 次に、会議録の確認を行います。5月定例教育委員会の会議録の署名委員は、川村委員です。川村委員には、6月20日の教育委員事前説明の日にご確認いただき、署名をいただいておりますので、ご報告いたします。 それでは、本日の案件に入ります。本日の案件は、議案5件の計5件でございます。なお、先月使用承認した後援名義は24件ございましたので、ご報告いたします。 本日の案件のうち、議案第13号は奈良市情報公開条例第7条第6号に当たる事項が含まれているため、非公開として審議すべきであると思いますが、いかがいたしましょうか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	よって、議案第13号は非公開とすることに決定いたしました。 それでは、公開の案件から始めます。議案第11号「奈良市市費支弁教員の懲戒処分に関する指針の一部改正について」、教職員課長より説明願います。
教 職 員 課 長	こちらにつきましては、先んじて奈良県の県費教職員の懲戒処分の基準が改正されております。3月のお話ですが、県立高校で、剣道部・空手道部の合同練習において、真剣を用いて居合道の指導をしていた剣道部顧問が、生徒に怪我を負わせるという事象が発生いたしました。これを受け、県の基準が先んじて、「銃砲刀剣類を校内において携帯した教職員は、免職又は停職とする」という懲戒処分の改正を、3月9日付けで適用しております。これと合わせまして、市費支弁教員の方の懲戒処分に関する指針も、同様に改正しようとするものです。 内容といたしましては、県基準で改正されたのと同様に、「銃砲刀剣類

	を校内において携帯した教職員は、免職又は停職とする」ということで追加しております。1点違うのは、県立高校の中に競技ライフルの部活があるということで、県の指針では「県教育委員会から銃砲の携帯を許可された場合を除く」という旨の記載があるのですが、市立学校では現在、そのような部活がございませんので、現時点では、「銃砲の携帯を許可する」という部分は除いております。 このところで、刀剣といったときに包丁類はどうなるのかというお話もあろうかと思えますけれども、もともと銃刀法の中では、業務で使用する分については除かれているものがございます。包丁等を調理実習で使うのは業務上での使用に当たりますので、校内で包丁等を使っても特段処分の対象にはならないということで動いております。 説明といたしましては以上でございます。よろしくお願いします。
教 育 長	この件に関しまして、ご意見、ご質問はございませんか。
川 村 委 員	この議案に関して、異議はございません。確認ですが、この指針の施行後に行われた非違行為について適用するということが附則で示されていますが、後から発覚したこの日以前の案件については、処分の対象にはならないということになるのでしょうか。
教 職 員 課 長	おっしゃるとおり、この施行後に行われたものだけということになりますので、本日ここで可決されますと施行させていただきますが、本日以降に発生した分が対象になってまいります。 現状では、市立学校の市費教員について、そのような持込みがあったという報告はございませんので、今のところはそのような対象はないということでよろしくお願いします。
川 村 委 員	分かりました。事件というものはのちのち発覚することが多々あり、今回少し不安に思いましたので、確認させていただきました。ありがとうございます。
教 育 長	その他、よろしいでしょうか。 それでは、ご意見がないようですので、議案第11号「奈良市市費支弁教員の懲戒処分に関する指針の一部改正について」、採決いたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案どおり可決することに決定いたしました。 次に、議案第12号「奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則

	の一部改正について」、地域教育課長より説明願います。
地域教育課長	内容といたしましては、3か所のバンビーホームの定員が、今回改築・増築、見直し等に伴って変更が生じたため、この度、規則の定員の部分の一部改正を行うものでございます。 まず、済美バンビーホームでございます。ここにつきましては、トイレ前のスペースを保育スペースとしてカウントしていたのですが、トイレ前のスペースについては通路にする必要があるということで、現在の定員の162名から160名に変更するものでございます。 次に、富雄北バンビーホームでございます。ここにつきましては、現在在籍する児童が175名となっていることから、定員がかなり超過しています。それに伴い、この度改築を行ったため、現在の定員の139名を、183名に拡大するものでございます。 最後に、左京バンビーホームにつきましては、現在在籍児童が122人となっていますことから、現在の定員の58名を、増築によって127名に改めるものでございます。以上でございます。
教 育 長	それでは、この件に関しましてご意見、ご質問はございませんか。
柳 澤 委 員	丁寧にご説明いただきまして、ありがとうございました。当該小学校の在籍者数に見合う定員の設定かと思ったんですが、これは将来的に在籍者数がどんどん減っていった場合、それに応じて毎年変更されるのでしょうか。あるいは、人的配置も含めてどうされるのか。 事前説明の際に話が出たかもしれませんが、1年間を通して何名ぐらい利用者がいたかという結果報告が、別のところではあるかもしれませんが、多分表として出ていないような気がします。毎年見直すような定員なのか、一旦上限を決めたら5年ぐらいの間は定常的に運用されるのか、教えてください。
地域教育課長	お答えします。定員につきましては、実際の施設の延床面積からの算定になりますので、増築改築等がない場合は、定員につきましては運営上この状態を継続することを考えております。
柳 澤 委 員	小学校に在籍する児童数が減ってきた、あるいは中長期的に減るという見通しが立ったときに、ここの定数管理はどうされますかという質問なんです。
地域教育課長	今のところ、面積に応じて定員を決める形ですので、減少する場合もこの形になるんですけども、今後児童数の減少が著しくなってくれば、検討は必要かと思っております。

教 育 長

柳澤委員からは、延床面積の増減というより、今後在籍児童数が減っていくと、それに応じて配置する職員の人数も減らしていく必要があるのだから、計画的に見通しを持つようにというご意見だと思います。今後、小学校の児童数がどのように推移していき、定数に対して人をどう配置していくのかも含めて考えていかなければなりません。今後も増加が見込まれるなら、今、国の補助金をしっかり利用して、計画的にバンビーホームの床面積を増やしていく必要があります。そうした先の見通しを持った計画を持っていただき、検討してください。

梅 田 委 員

この提案につきまして異議はございません。バンビーホームの定員が変わったということは、今のお話にも少し関わることでありますけれども、指導員の確保が当然のことながら必要になるでしょうし、左京バンビーホームの場合は、定員を従来の倍以上にするということです。もしかすると、今まで登録児童数は定員以上になっていたけれども、そこに対応すべく様々な工夫をされていたということもあるかもしれませんが、質問として、指導員の確保についてどんな状況であるのかということと、1点目としてお聞きしたいと思います。

次に、2点目の質問です。やはり放課後のバンビーホームというのは、様々な異年齢の児童が集まる場にもなるかと思います。指導員の方々は、部屋の状況によって、部屋の使い方や机の配置、そこで行う活動など、様々な過ごし方の工夫をして、この異年齢が集まる場を良い形で活かしていただいているのではないかと思います。ただ、子どもたちの行動に対して、指導員の方々の適切な指導は欠かせないことにもなってくるかと思います。指導員の資質・能力向上に向けた取組は、今年度の現状としてはどのようなになっているか、課長が把握をしておられる範囲内で、教えていただければと思います。よろしくお願いします。

地域教育課長

まず、指導員の確保の状況ですが、確かにご指摘のとおり、全国的にもそうかもしれませんが、預かる児童数は増加しつつも、指導員の数については、極端に減少はしていないもののほぼ横這い状態です。そのため今後、指導員が不足していく可能性もかなり高いかと思っています。

これまで、ホームページや「奈良しみんだより」を通じた募集に取り組んできていましたが、なかなか思うような増加を見せなかったこともあり、今年度からは、例えば求人媒体も活用させていただいたり、色々な施設の方にお声掛けしてチラシを置かせていただいたりしています。また、アルバイトのような臨時の指導員でも、補助員としてサポートしていただけたら非常に助かりますので、時間額の指導員も含めて、大学など、今まで声をかけてなかったところにも声を掛けています。今までではどちらかというと、求人をして、応募を待っているスタイルでしたが、できるだけ我々で動けるところは動きながら、色々なところへの声

掛けや働きかけを今進めていっているところです。

次に２点目について、異年齢の児童が集まる場ということで、こういった指導員への指導をしているのかについてですが、確かに年々色々と状況が変わってきており、医療が必要な児童など、児童の置かれた状況が多岐に渡ってきていますので、そのようなことについては、指導員への研修を通じてできる限り伝えていく形で、現在取り組んでいます。

梅 田 委 員

ありがとうございます。指導員の確保について積極的に動いていただき、確保に努めていただいているということですので、ぜひ、良い形で進めていただければと思います。

また、研修の機会を設けていただくのもありがたいことだと思いますが、ぜひ、それぞれのバンビーホームの現状をしっかりと把握した上で、必要な指導力をそれぞれのバンビーホームにおいてどのようにつけていくことが必要なのかの把握についても努めていただきながら、良い形で子どもたちが放課後の時間を過ごすことができるようにしていただければと思っています。

柳 澤 委 員

人材を確保するという意味での担当課は教職員課かもしれないんですけど、非常勤講師の単位時間当たりの給与と、バンビーホーム等で働いている方の給与水準と、それから、最低賃金がどうなっているかがもし分かれば、いずれかの機会に教えていただければと思います。幅がありすぎて言いづらいかもしれないんですけど、標準的な専任教諭、常勤講師、非常勤講師、そして今のバンビーホームの指導員です。バンビーホームの指導員にフルタイムの方は多分いらっしゃると思うんですが、そのあたりを、あえて言うと奈良県の最低賃金と比較してどうなのか、目安で教えていただければ大変ありがたいです。賃金が安いから、募集しても人が来ないんじゃないかという危惧を持っているだけなんですけど。

教 職 員 課 長

この場で細かい数字は出せませんが、教職員課から分かる範囲でお答えいたします。まず、バンビーホームの指導員の賃金については、最低賃金ぎりぎりという金額ではありません。一般の事務補助として本庁で働いている方よりも、時間単価は高いです。

ただ、非常勤講師として学校で授業を持つ方というのは、時間単価で言うと、給料表に基づいてお支払いしているあらゆる会計年度任用職員の方より高いです。給料表の枠外という形で動いておりますので、今はもう少し上がっていると思いますが、大体、時間当たり 2,600 円以上には到達しています。バンビーホームの指導員の方の賃金は、月額も含め、１級から３級までの給料表の中で動いておりますので、そういった意味では、非常勤講師の方が単価は高いです。ただ、入られる時間数は、バンビーホームは月額の指導員が週に 30 時間入っていますので、時

間数で言うともっと多く働いておられるという形になります。

また、バンビーホームの指導員の月額の方については、経験年数に応じた昇給がありますので、会計年度任用職員の中では比較的待遇は良い方になるかと思います。ただ、周辺自治体との比較になると、また状況が変わってくるかとは思いますが。

常勤の講師ですと、恐らくもう少し賃金が高いですし、手当も正規雇用の専任教諭と同様の扶養手当等がつきますので、最も条件が良いのは学校の常勤講師かと思われます。

以上です。

教 育 長

それでは、できる範囲で資料をお示しできるようにというご指摘が今ありましたので、よろしくお願いいたします。

新 井 委 員

済美バンビーホームの定員を減らした理由は敷地面積の見直しだと聞いていて、これは、昨年度のチェックの際にたくさん確認し、全部調べ切ったと思っていたところ、今年ももう1件出てきたということでした。僕はまだ全ての背景は分かっていないんですけども、全国的に言う放課後児童クラブについて、設置の努力義務のような方針が決まって一斉にたくさん作った時期があり、多分そういう中で、過渡期に、整備体制や面積算定のミスがあったんだろうと思います。ですが、そろそろこれ以上出るとまずいかと思います。担当者がチェックしていると、場合によっては、前回大丈夫だったから今回もOKという形で、チェックが少なからず甘くなるということは、どうしても作用としてあると思うんです。基本的には、監査のようなことをする場合、相互というか、第三者がしないといけないと思うので、少なくとも担当課内では受け持たないようにするなど、相互にチェックする仕組みがあった方が良くかと思います。

僕は、公立の小中高の仕組みはよく分かっていませんが、大学や高専の職場にいた時には、会計監査が当然にありました。その中で、独立行政法人で働いていた時は、会計監査委員がいきなり入ってくることもあったので、事前のチェックを自主的にやっていたんですが、それがあつた時に、別の学校同士で相互に監査をするということをやっていました。見られる項目は、会計以外にもセキュリティの監査など色々あり、そういうものはやはり外部の人に見てもらわないといかげんになって、「前回大丈夫だったから問題ないと思っていた」というように、担当者もあまり法的な立て付けを基にきちんと確認せずにやっちゃっている場合もあります。事前に相互に確認し合って指摘を先に挙げておくと、本番の監査の時には大分クリアになります。

今回は恐らく、確認するタイミングがあつたことで面積の算定ミスに気付けたんだと思いますが、その確認をする方は少なくとも第三者であつて、担当者ではない方が良くかと思います。もしそういう体制が築け

	るようであれば、検討されると良いかと思います。
地域教育課長	ありがとうございます。確かに今回は、たまたま確認した中での発見という形になってしまいましたので、今後そのようなチェック体制は、強化していくように努めたいと思います。
教 育 長	今新井委員からご指摘があったように、昨年、一昨年にも同様の案件があったかと記憶しています。今回はバンビーホームの件ですけども、このことに限らず色々な業務の中で、どうデータをチェックするのかということについては、また部長の方でもしっかり対応してください。 よろしいでしょうか。 それではご意見がないようですので、議案第 12 号「奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について」、採決いたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は原案どおり可決することに決定いたしました。 次に、議案第 14 号「奈良市いじめ調査委員会委員の委嘱について」、いじめ防止生徒指導課長より説明願います。
いじめ防止生徒指導課長	奈良市いじめ調査委員会につきましては、お手元の資料の 5 ページをご覧ください。5 ページは奈良市いじめ防止基本方針の巻末の記載であり、「いじめ防止対策推進法に基づく組織について」の「2 教育委員会がつくる組織」の④に示すものが、奈良市いじめ調査委員会でございます。市内で発生したいじめの重大事態について、事実関係を明確にするための調査を行った上で、明らかになった事実関係に基づき、再発防止策の検討に際し提言を行うことを目的として、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として設置しています。 構成員は、(1) 学識経験を有する者、(2) 弁護士、(3) 医師、(4) 保護者組織を構成する者、(5) 学校の教員、(6) その他教育委員会が適当と認める者のうちから、7 人以内で組織をすると定めております。委員の任期は 2 年とし、教育委員会が委嘱をいたします。 資料の 1 ページ目に委員名簿がございますので、ご覧ください。学識経験を有する者として、日本生徒指導学会関西地区研究会より、池坊短期大学学長、桶谷守氏をご推薦いただきました。桶谷氏は、2013 年より滋賀県大津市のいじめ重大事態の第三者委員として活動され、2016 年度より大津市の教育長を務められた方でございます。 また、奈良県臨床心理士会からは神澤創氏を推薦いただきました。神

	澤氏は、奈良県自殺対策連絡協議会の座長を務められるなど、十数年に渡り自殺予防対策に取り組まれ、関西福祉科学大学教授、帝塚山大学教授を歴任し、現在、心理相談室「いこまカウンセリングルームこころ」の代表をお務めの方でございます。 そのほか、奈良弁護士会より、元奈良弁護士会会長の西村香苗氏、子どもの権利委員の小泉隆志氏。奈良市医師会からは、小児精神科医の佃宗紀氏をそれぞれご推薦いただいております。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
教 育 長	この件に関しまして、ご意見、ご質問はいかがでしょうか。
柳 澤 委 員	事前説明の時にもかなりきつく質問申し上げたんですけど、1つは、形式的なところですよ。今、1ページの表について、それぞれの方のご説明がありましたが、区分の欄に、学識経験、弁護士、医師、臨床心理士と書いてありますが、規定上は、臨床心理士という区分の解釈は何なのでしょうか。つまり、条例等で定められた文言を使うのかどうかということがあると思うんですけども、2ページ以降についている奈良市いじめ調査委員会規則第2条第2号の（1）から（6）までの文言が、上の4名の区分欄に当てはめられていて、神澤先生については、臨床心理士と書いてあります。これが（1）から（6）のどこに該当するかという読み方ができないんですが、ここはどう考えておられますか。
いじめ防止生徒指導課長	表から読み取れないというご指摘、理解いたしました。今回、この方については、（6）の「その他教育委員会が適当と認める者」という理解でございます。
柳 澤 委 員	ありがとうございました。そのとおりだと思いました。 それから、最初に、5ページに記載の奈良市いじめ調査委員会の構成員についてルールを述べられました。あるいは、奈良市いじめ調査委員会規則にも、保護者組織を構成する者、学校の教員の区分があります。これについて、委員会の委員として提案されなかった理由は何かあるんでしょうか。
いじめ防止生徒指導課長	今回の事案につきましては、過去5年を遡っての検証になりますので、聞き取りや記録の検証、分析といったところに非常に高い技能が求められます。 また、本件について、子どもの発達や心理面の専門性が非常に強く求められるところから、本件について関係各課がずっと相談をしてくております井川弁護士をはじめ、奈良弁護士会あるいは日本生徒指導学会関西地区研究会の窓口担当者の方とも相談の上、本件については、いじめ問題に長けた有識者と弁護士、精神科医、臨床心理士による委員

	構成が望ましいのではないかとということで、構成をいたしました。
柳 澤 委 員	理由としては私もそれで結構なんですけど、規則にこのように明記されているため、私としては、教育委員会の下に置かれている多様な附属機関では、基本的には、あて職とは申しませんが、組織それぞれから適任な方を探しておられるのだと理解していました。今回は、5年前に遡ってとおっしゃいましたが、そういう特別な事情があるので、第2条の（4）と（5）の該当者をあえて出さなかったということでしょうか。
いじめ防止生徒指導課長	本件につきましては、先ほど述べた理由で（4）と（5）の区分の委員は選任しておりませんが、本規則では「委員は次に掲げる者のうちから奈良市教育委員会が委嘱し、又は任命する」となっており、必ずしも（1）から（6）に該当する委員が全て選任されるのではなく、委員構成についてはケースに応じて決めていくものと認識しております。
柳 澤 委 員	法規審査的な観点で、教育部長にお伺いします。これは、様々な委員会について、構成員の区分が（1）から示され、「次に掲げる者のうちから」と書いてある規則がある中で、今回のケースだけ特別の解釈をしているのでしょうか。それとも、全ての委員会のメンバーを決めるときには、必然的な理由があれば、任意でチョイスして「この区分の委員は今回入れない」などと判断して、これまで施策を実施されてきたのでしょうか。
教 育 部 長	委員の選任につきましては、いじめ防止生徒指導課長からも説明がありましたように、規則で定めて委員を選出するというので、例えば、委員の全員が学識経験者や弁護士になるような偏りが生じないようにということは、一般的には配慮させていただいております。 また、いじめ調査委員会の委員は7名以内ということがあります。委員会によっては、定員が20名以内や10名以内で、できるだけ多くの方を招いてご意見をいただくよう、多様な意見聴取を趣旨とするものもありますが、定員やバランス的なものもあり、規則に挙げた区分全てを埋めきれないというものではございません。そのため、事前に課から、事案に関するそれぞれの特徴を聞き取ります。特に今回の事案については、課からは、児童生徒、それから保護者を含めたいじめ防止の現状を把握し、対策をとっていくという主旨で出てきておりますので、部としてもそう判断しております。ただ、毎回、偏りがないようにそれぞれの事案の特徴に合わせた区分の人選をすることと、今回のいじめ調査委員につきましては、それぞれの団体から推薦をいただいていることやご経験があることを鑑みても適任であろうということで、判断させていただいております。

柳 澤 委 員	議事録にも残りますので、それで結構かと思いました。 それから、もう1点だけすみません。この調査委員会は、一定の期間内で立ち上げて調査されるということに決まっているんですが、実際にはこの後どのようなプロセスが想定されるか、教えていただけないでしょうか。つまり、調査委員会で一定の調査結果が出たとして、それがどこへいってどうなってこうなるというその辺りが、規則を読んだだけでは分かりません。今後、調査委員会の調査からどういうふうに進むのか、あるいは教育委員会にダイレクトに上程されるのか、その辺りはいかな形になっていますか。
いじめ防止生徒指導課長	この第三者委員会の調査は、本市ではこれが第1回目ということで、少しこの後色々と研究し、確認しながら進めていくところではございますけれども、運び方については、これまでいじめの重大事態として取り扱ったものと、基本的に変わらないものと認識しております。もちろん、調査を行う主体が第三者委員会でございますので、一定調査の取りまとめができた時点で、被害者側の保護者には途中経過を示しながらになりますが、報告書が取りまとめれば教育委員会にも報告し、市長報告をするという形で進んでいくところについては、これまでの重大事態と変わりのないものと認識しております。
柳 澤 委 員	要約すると、教育長宛に調査報告書が提出されるという理解でよろしいですか。
いじめ防止生徒指導課長	答申という形になりますので、そのような形になると考えております。
教 育 長	よろしいでしょうか。ほか、ございませんでしょうか。
川 村 委 員	今の課長のご説明を伺って、少し教えていただきたいことがあります。まず、奈良市いじめ調査委員会が初めて発足されるということで、様々なことをこれから研究しながら取り進めていただくというお話を伺いましたが、基本、任期は2年と書かれています。初めてということなので、先は読めないかもしれませんが、基本的には2年の中で調査委員会の報告を上げるという意味合いの2年任期と受け止めてよろしいのか。あと、この調査委員会というのは、事案ごとに立ち上がるのか、それともこの2年の間に別件の案件が出てきたときには、この方々が調査してくださるのか。その2点を教えていただきたいです。
いじめ防止生徒指導課長	まず、期間の2年につきましては、ケースによって費やす期間はまちまちですが、基本的には、2年で調査が終了するケースが多いと思われる。ただし、どうしても2年間で終わってしまうということでは

	なく、必要に応じて、２年間に加えての任期が必要であれば、２年が経った時点で改めて再任する手続きを踏ませていただくことになるかと思っています。 それから、今回立ち上がりましたいじめ調査委員会は、以前この場で報告いたしました事案についての第三者委員会でございますので、別の事案が発生しましたら、また別の第三者委員会を立ち上げるという理解です。
川 村 委 員	分かりました。では、ほかの組織と同じように、再任もあり得る、任期の延長もあり得るということで、丁寧に扱っていただくというふうに受け止めました。よろしくお願いします。
教 育 長	ほかにはございませんか。
新 井 委 員	今の話で思ったことがあったのですが、委員会の名前は、事案ごとに出る場合もこの名前で大丈夫なんですか。別の事案が出た場合に、また同じ名前の委員会ができてしまう気がするんですけど。
いじめ防止生徒指導課長	この委員会の名前としては、「奈良市いじめ調査委員会」になるのかと思いますが、この事案に対して立ち上がった委員会がこれであるという紐づけについては、表現の仕方についてはまた少し考えたいと思いますが、例えば、起案には事案についても書かせていただいておりますので、立ち上がった調査委員会のメンバーがどの事案の委員であるか分かるようにはしております。
新 井 委 員	そうなんですけど、議案第 14 号の資料にはそう書かれていないですよ。僕たちは、資料 1 枚目の委員一覧だけを見て審議しているので、ラベルとしては、どの学校の事案かというのは見えない形になってしまいますね。
いじめ防止生徒指導課長	おっしゃるとおりだと思います。今回はたまたま傍聴者がいらっしやいませんですが、傍聴者がいる場合もこれは公開案件ですので、ここでは特定の学校名を出すことができないという意味で、「以前に報告させていただいた事案」という表現に留めさせていただきました。
新 井 委 員	令和 6 年 6 月 27 日の議案第 14 号といえば、特定できるという理解で問題ないでしょうか。分かりました。
教 育 長	よろしいでしょうか。 私も、今聞いていて思ったのですが、柳澤委員のご質問に関連することですが、今、（１）から（６）までの説明をしていただきましたが、そ

	のうち（４）と（５）の委員は入れないということについては、被害者側とは調整ができるという理解でよいのでしょうか。
いじめ防止生徒指導課長	これまで、これらの団体から推薦をいただくということについて、それから、実際にこの方が推薦されたということまでの了承はいただいております。ただ、その本来の枠の中に実は保護者代表の方や学校の教員が挙げられていることまでは、現段階では示しておりません。規則については、手持ちで持っておられる方であろうと想定されますが、こちらから渡したという事実がありませんので、本日確定した段階でご説明をさせていただく折には、規則もお渡しした上で、丁寧に説明をしたいと思います。
教 育 長	このことについては、必ず被害者側と確認をして丁寧に進めていってください。
いじめ防止生徒指導課長	追加ですが、なお、７名定員のところを５名に留めておりますのも、多くのケースで、調査を進めていく中で、やっぱりこの方にも入っていただきたいという要望が出てきたときに、選べる余地を残しているというところもございます。そのため、もしかすると、お声があれば、その枠の方も選任をするということになっていく可能性もございます。
教 育 長	追加している自治体もありますね。新井委員のご質問については、同時期に数件のいじめ重大事態を抱えている自治体の例もありますので、どんな表記をしてるのかまた研究したいと思います。
教 育 部 長	ご指摘の部分は、今回初めて本市でもいじめ調査委員会ということで、このような形になっております。今後、この事態が続いていくということになれば、教育委員会としての説明については、ご説明できるような形で考えたいと思います。
教 育 長	ほかにご意見はございませんでしょうか。 それでは、ご意見がないようですので、議案第 14 号「奈良市いじめ調査委員会委員の委嘱について」、採決いたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議はございませんか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって、議案第 14 号は原案どおり可決することに決定いたしました。 次に、議案第 15 号「奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例施行規則の一部改正について」、一条高等学校事務長より説明願いま

す。

まず、例規等制定改廃調書をご覧ください。条例施行規則の一部を改正する規則ということで、3に、制定改廃の理由を書いています。奈良市立高等学校及び奈良市立高等学校附属中学校について入学査料の徴収方法を変更するため、改正を行わせていただくものです。

4が、制定改廃の概要です。高等学校及び附属中学校の入学査料徴収方法の変更についてということで、第2条関係で、「(1) 入学査料納入通知書又は現金による徴収を、電子情報処理組織を使用する方法による徴収に改める。」それに伴いまして、「(2) 入学査料納入通知書の様式を削る。」ということで、納入書が不要になるため削らせていただくものです。

施行期日に関しましては、公布の日と考えております。

備考欄の記載についてですが、電子情報処理組織を使用する方法を取ることができない出願者に対しては、一条高等学校事務室で対応できるようにするため、現金の徴収方法も残すということで考えております。

また、2ページに新旧対照表がございます。左が現行で、授業料等の徴収に関して定める第2条中で、「入学査料については、一条高等学校入学査料納入通知書（別記第3号様式）又は現金により徴収するものとする。」としています。その部分について、改正案といたしましては、「入学査料については、電子情報処理組織を使用する方法により徴収するものとする。ただし、入学査料の徴収において、電子情報処理組織を使用する方法によることができない場合は、現金又は奈良市会計規則第11条第1項に規定する納入通知書により徴収することができる。」とさせていただきます。

「電子情報処理組織を使用する方法」というのは、具体的なシステムとしては、クレジットカード、コンビニエンスストア支払い、インターネット専業銀行、ペイジーと、今年度につきましては4つの方法で利用できる予定になっております。現金の部分を残していることにつきましては、こういった方法でできない方が一定数おられることが想定されますし、そういったご家庭の方にも受験の機会は当然必要ですので、現金につきましては、事務室に現金を持ってこられたら領収書を切るという方法になりますが、奈良市会計規則の納入通知書は、歳入に広く使う納入通知書になっていますので、それを送付し、納めていただく形になります。第2号につきましては、附属中学校の入学査料についてですので、高等学校と同じ形になります。

「電子情報処理組織を使用する方法」ということで分かりにくいいため、入試の要綱やシステムでは、具体的にクレジットカード等と説明をして、混乱が起きないような工夫をしていく予定です。

3ページ以降につきましては、不要になった納入通知書の様式が記載されていますので、それがなくなるという形になります。

	説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
教 育 長	この件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。
柳 澤 委 員	入学検査料のみが電子情報処理組織を使用する方法になるということで、授業料あるいは入学料については、電子情報処理組織を使用しないという理解をしたらよいんですか。
一条高等学校事務長	委員のおっしゃるとおりでございます。入学料と授業料につきましては、入学説明会の際、口座振替の手続きを取っていただくように案内し、紙ベースで提出していただいて口座から引落としをする形で徴収しておりますので、それを継続していこうと考えてます。 規則の第2条にも記載しておりますが、入学料と授業料については、納入書又は口座振替の方法とさせていただいて、県立の高校も、入学料と授業料については同様の形で徴収していると聞いております。そして、入学検査料につきましては、県は昨年度からこのようなクレジットカード等での支払いができるようになったと聞いておりますので、市も今年度追い付きたいと思います。
柳 澤 委 員	ありがとうございました。支払いが1回限りのものと、3年間継続して支払いがあるものの扱いの違いですかね。でも、利便性が高いのはどちらかという話だったら、授業料等も電子情報処理組織の方が良いのかなと思わなくもないので、そこをどう考えておられるかということだけ聞きたかったんですが、おっしゃるように、それで筋が通っていますので、問題ないかとは思います。
教 育 長	ほかにはよろしいでしょうか。 それでは、ご意見がないようですので、議案第15号「奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例施行規則の一部改正について」、採決いたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案どおり可決することに決定いたしました。 これで非公開を除く、本日の全ての案件は終了いたしました。

非公開案件

この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び奈良市教育委員会会議規則第5条の2の規定により非公開とする。

地域教育課長 議案第13号「奈良市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱又は任命について」、地域教育課長より概要説明。

各 委 員 <異議なし>

本案については、原案どおり可決した。

教 育 長 これで、本日の全ての案件は終了いたしました。ほかに、ご意見やご連絡はございませんでしょうか。

柳 澤 委 員 生成AIというものが使われているケースが色々なところにあるんですけども、教育委員会ではそれはどういうふうな扱いをされているんでしょうか。生成AIに質問をして、あるいは情報を見せて回答を得るに当たって、個人情報と情報基準の問題があるかと思うんですが、方針としてはどうなっていますかということです。

教 育 長 部長、説明をお願いします。

教 育 部 長 生成AIにつきましては、例えばチャットGPTは年齢によって明確に使用制限が設けられているので小学生は使えませんが、今、本市では、GoogleのChromeを使っており、Geminiという会話型AIを、試行的に教員が使えるように、タブレット端末に表示させていただいております。業務改善ということで、文章を作ってくれたり、企画を練る時に条件を打ち込めば一定の回答を返してくれたりします。そのようなところで、有効に使っていききたいとは考えております。

他市や国の色々な動向を見ながらにはなるとは思うんですけども、生成AIにつきましては、多様な使い方ができます。一つは、私たちが発想する以外の色々な視点が得られることです。図を作るにしても簡単に作ることができるということで、業務に役立つほか、今後仮に子どもたちが使うということであれば、本来の目的に合わせるプロセスの中で組み込むことは十分可能ではないかというところです。それから、例えば、会話の中で語学や、支援の必要なお子様のサポートをすることも、このような生成AIを使うことによって実現できるのではないかということで、それぞれ部署で研究するように指示を出しているところでございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

新 井 委 員

専門分野に近いところでもあるので、せっかくですし少しお話させていただきます。

基本的に生成 AI については、機密情報がどう取り扱われるかというセキュリティの問題と、あとは、著作物としてどう取り扱われるかという問題が主になってくると思います。機密情報の取扱いでよく懸念されるのは、生成 AI に機密情報を入力することによってそれが学習に使われてしまい、情報漏えいに繋がるかもしれないとか、そういった話だと思います。ですがそれは結局、従来言われてきた、Google や Microsoft 等の検索欄に機密情報を入れないように、というものと基本的には同じレベルの話であり、生成 AI 特有の話ではないため、今までどおりの機密情報の取扱いに則ってやれば問題ないかと思っています。

あと、怖いのは、ファイルをアップロードして分析させたり議事録を作らせたりすることを安易にやるのは、まずいかと思います。ただ、生成 AI のツールも、そういったものを学習に使わないとか、データセンターが国内にあって国外にも出ることはないとか、ちゃんとそういう規定を書いて、ここにデータを入れても安心して使っただけです、という規約を出しているようなベンダーももちろんありますので、そういったところのサービスを選定することになるのかなと思います。

あと、著作権のところは結構微妙で、生成 AI をやっている企業自体は今のところ法律上建て付けがなく、著作物を学習に使うのは、合法なんです。著作物をそのままコピーして配布するのは違法なんですけれども、学習に利用することは、法律上違法になっていません。それを根拠に、「生成 AI が出力した結果は、学習にはもちろん著作物が入っていたかもしれないけれど、出てきたものは著作物ではない」という主張があります。ですが、クリエイターからすると「そんな屁理屈は今の法律だから許されるものだ」ということで非常に反発が強いので、出てきたコンテンツが明らかに、これは有名なアニメのこれだ、というのが分かるようなものは、倫理的には出さない方が安全かなということもありますし、法的にはまだ過渡期かなというところですよ。

教 育 部 長

ありがとうございます。色々な規制や、特に、著作物について、新井委員ご指摘のとおりかと思います。まだまだ私どもも、調べたり、それをどう使っていくか検討したりする段階ということで、安易に使うというようなことではないようにしていきたいと思います。

生成 AI に、基礎データとして教育データや個人のデータを学習させていったときに、そこから導かれる生成 AI の生成物は、個人情報であったり、著作物であったりというところがあります。そういうものも、色々な大学でも研究されているところですので、私たちが求めるような生成 AI の使い方の中で、基礎データとして何を学習させるかについても十分注意しながら対応していきたいと思っています。

教 育 長

よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会といたします。